鳥取市海洋センター

改正後

1　鳥取市Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館等利用料金

⑴　専用利用

区分＼時間				午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
体育館	競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
			障害者等	無料	無料
		半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
			障害者等	無料	無料
	ミーティングルーム			1時間につき200円	1時間につき400円
武道館	全面	一般		1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者		1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等		無料	無料

改正前

1　鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

区分＼時間					午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
体育館	専用使用	全面	利用者の半数以上が高齢者等である場合		無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合		2,080円	2,100円	2,620円	6,250円
				1時間を単位として使用する場合	1時間につき520	1時間につき530	1時間につき530	＼
		半面	利用者の半数以上が高齢者等である場合		無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合		1,040	1,050	1,310	3,120
				1時間を単位として使用する場合	1時間につき260	1時間につき270	1時間につき270	＼
	個人使用	小学生、中学生、高校生			無料	無料	無料	＼
		一般			50	50	120	＼
		高齢者等			無料	無料	無料	＼
武道館	専用使用	全面	利用者の半数以上が高齢者等である場合		無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合		1,400	1,570	1,960	4,550

	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
		障害者等	無料	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。

3　体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては520円、半面利用の場合にあっては260円で計算して得た額とする。

4　武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては260円、半面利用の場合にあっては130円で計算して得た額とする。

5　体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

6　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

7　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

8　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

			1時間を単位として使用する場合	1時間につき350	1時間につき400	1時間につき400	＼
		半面	利用者の半数以上が高齢者等である場合	無料	無料	無料	無料
			上記以外の場合	680	780	970	2,270
			1時間を単位として使用する場合	1時間につき170	1時間につき200	1時間につき200	＼
	個人使用	小学生、中学生、高校生		無料	無料	無料	＼
		一般		50	50	120	＼
		高齢者等		無料	無料	無料	＼
ミーティングルーム				310	310	650	1,240
	1時間を単位として使用する場合			1時間につき80	1時間につき80	1時間につき130	＼
プール	個人使用	小学生、中学生、高校生		無料	＼		
		一般		310			
		高齢者等		無料			
	団体使用(20名以上)	小学生、中学生、高校生		無料	＼		
		一般		210			
		高齢者等		無料			

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

⑵　個人利用

区分		利用料金
体育館（競技場）	一般	1回につき50円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
武道館	一般	1回につき50円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
プール	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券（11回分）1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	無料

備考

1　「1回」とは、体育館（競技場）及び武道館にあっては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあっては4時間以内の利用とする。

2　体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき260円で計算して得た額とする。

3　武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき130円で計算して得た額とする。

4　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

3　鳥取市B&G海洋センター冷暖房設備及び照明設備利用料金

区分＼時間		午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
冷暖房設備	ミーティングルーム	1時間につき37円	1時間につき65円
照明設備	体育館	1時間につき315円	1時間につき315円
	武道館	1時間につき273円	1時間につき273円

備考

1　この表の利用料金は、専用使用の場合に限り徴収する。

2　1時間未満は、1時間とする。

3　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

4　鳥取市B&G海洋センターの附属器具等の利用料金は、規則で定める額とする。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が利用する場合は、無料とする。

2　鳥取市 B&G 海洋センター船類利用料金

区分	利用料金（1 艇 1 時間につき）
カヌー	200 円
カッター	500 円
O・P ヨット	200 円
12F ヨット	300 円
備考　1 時間未満は、1 時間とする。	

1　鳥取市佐治町 B&G 海洋センター体育館使用料

区分＼時間			午前 9 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
競技場	全面	一般	1 時間につき 400 円	1 時間につき 400 円
		小学生、中学生、高齢者	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1 時間につき 200 円	1 時間につき 200 円
		小学生、中学生、高齢者	1 時間につき 100 円	1 時間につき 100 円
		障害者等	無料	無料

2　鳥取市 B&G 海洋センター船類利用料金

区分	利用料金(1 艇 1 時間につき)
カヌー	210 円
カッター	520 円
O・P ヨット	210 円
12F ヨット	310 円

備考　1 時間未満は、1 時間とする。

1　鳥取市佐治町 B&G 海洋センター体育館使用料

区分＼時間			午前 9 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時
専用使用	全面		680 円	820 円	1,030 円
		1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 170 円	1 時間につき 210 円	1 時間につき 210 円
	半面		340 円	140 円	510 円
		1 時間を単位として使用する場合	1 時間につき 90 円	1 時間につき 40 円	1 時間につき 110 円
個人使	中学生以下		10 円	10 円	20 円

ミーティングルーム	1時間につき 200円	1時間につき 400円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　競技場を連続して3時間以上使用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
3　競技場の照明設備の使用料は、1時間につき、全面使用の場合にあっては520円、半面使用の場合にあっては260円で計算して得た額とする。
4　ミーティングルームの冷暖房設備の使用料は、この表に基づいて計算して得た額の5割の額とする。
5　附属設備等の使用料は、規則で定める額とする。
6　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
7　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
8　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を使用する場合は、無料とする。

2　鳥取市佐治町B&G海洋センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券（11回分）1,000円
	障害者等、小学校	無料

用	高校生	20円	20円	30円
	一般	30円	30円	50円

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。
3　スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額に10を乗じて得た額とする。

2　鳥取市佐治町B&G海洋センタープール使用料

区分＼時間		午前9時～午後9時
個人使用	幼児	20円
	小学生、中学生	50円
	高校生	100円
	一般	150円
団体使用(20名以上)	幼児	20円
	小学生、中学生	20円

	就学前の者	

備考
1　「1回」とは、4時間以内の使用とする。
2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生が使用する場合は、無料とする。

鳥取市気高町Ｂ＆Ｇ海洋センタープール及び鳥取市鹿野町Ｂ＆Ｇ海洋センタープール使用料

区分		金額
個人使用	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券（11回分）1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	無料
	高校生	50円
	一般	100円

備考
1　「幼児」とは、3歳から小学校就学前までの者をいう。
2　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

鳥取市気高町B&G海洋センタープール使用料

区分＼時間		午前9時～午後9時
小学生以下	市民	無料
	上記以外	60円
中学生	市民	50円
	上記以外	100円
高校生	市民	100円
	上記以外	200円
一般	市民	200円
	上記以外	400円

備考
1　20人以上の団体で使用する場合の使用料は、この表に定める額の8割の額とする。
2　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

備考

1　「1回」とは、4時間以内の使用とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が使用する場合は、無料とする。

鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール使用料

区分＼時間		午前9時～午後9時
小学生以下		60円
中学生		100円
高校生	市民	100円
	上記以外	200円
一般	市民	200円
	上記以外	400円

備考

1　20人以上の団体で使用する場合の使用料は、この表に定める額の8割の額とする。

2　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。